

境港市災害対応力強化資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等の事業継続計画（以下「BCP」という。）等防災対策の実効性を向上させるための資金を融資し、市内商工業の災害対応力を強化することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPを策定した者 ・県や商工団体が実施するBCP策定に向けたセミナー等に参加するなどして今後策定に向けた取組を進めようとする者 																				
資金の使途	設備（BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない） （対象費用の例） <ul style="list-style-type: none"> ○建物の新築・改修 <ul style="list-style-type: none"> ・防災用建物設置 ・耐震補強 ○生産設備の新規導入・移転・改修 <ul style="list-style-type: none"> ・機器の流失・落下防止 ・避難経路整備工事 ・災害時用の機器購入（浸水防止設備・除雪機・耐火金庫・発電機・非常用電源・無停電電源装置・無線機など） 																				
融資限度額	1億円																				
融資期間	20年以内（据置3年以内を含む。）																				
融資利率	10年以内 年1.50パーセント（変動金利） 10年超 年1.68パーセント（変動金利）																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	割賦均等償還																				

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、災害対応力強化資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

3 県は、商工団体の内容の精査に資するため、BCP策定済の中小企業者等を毎月末に取りまとめ、翌月10日までに商工団体へ送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、市は基本要綱第4条の規定に定める資金措置の方法により、融資金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(所掌)

第8条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、改正後の境港市災害対応力強化資金制度要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、改正後の境港市災害対応力強化資金制度要綱の規定は令和7年4月1日から適用する。